

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務の欄第一号中「若しくは同法第十二条第一項の一般旅券の査証欄の増補の申請」を削り、「それらの」を「その」に改める。

附 則

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。